

コース独占利用(団体の練習)のご案内

関水電業敷島プール

この水泳場は、スポーツ県群馬の水泳の普及・振興の拠点となる施設として設置され、個人利用や、県内強化練習及び各種水泳大会等に貸し出しています。

50mプールでのコース占有による団体練習利用は、個人利用や大会利用と取り扱いが違いますので、特別に守って頂きたい事項をまとめました。熟読の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

ご協力頂けない場合は、以後の利用を禁止することがありますのでご承知置きください。

1 水泳場は、次のとおり夏期と夏期以外(以後は冬期とする)に区分して運営します。

期 間	営業時間	閉館
夏 期 7月1日～8月31日	10:00～19:45	20:00
冬 期 9月1日～6月30日	13:00～19:45	20:00

2 水泳場の一般営業日は、次の休場日を除いた日です。

- ① 定 例 … 毎週水曜日は休業します。なお、祝祭日にあたる場合は、翌日が休場日となります。
ただし、夏期営業期間中は、海の日以降の水曜日も営業します。
年末年始(12月28日～1月4日)は休業します。
- ② 不定期 … 夏期営業の前後に、約10日間、プール施設の点検・清掃のため休業します。
その他、諸般の事情により臨時休場する場合があります。
- ③ 大会開催日…利用時間に関わらず、終日休業いたします。

3 大会以外の営業日は、最大5コースまでが団体練習用です。

4 コース独占利用は、水泳場に登録された団体に対して許可します。

- ・ 団体は、資格のある指導者を含めて、小学生以上の者10名以上で構成してください。
未就学児は、利用が認められていませんので、構成メンバーには含めません。
- ・ 登録は、水泳場事務室にある団体登録用紙に必要事項を記入し、提出してください。

5 コース独占利用は事前予約が条件で、団体からの申し込みを予約として受付けます。

- ① 年間を通した利用申込 … 利用日程調整会議により決定します。
 - ・ 調整会議資料は、**11月末日までに水泳場事務室に請求**してください。
請求のない団体への送付は原則いたしません。
 - ・ 資料をもとに、期限までに申し込みをしてください。
 - ・ 2月上旬頃に調整会議を開催し、年間予約を決定します。
- ② 調整会議後の利用申込 … 年度中の予約に限り、受け付けます。
- ③ 他団体と同時刻の練習を申し込む場合には、コースを指定することがあります。

※ コース独占利用以外でのコースを占拠しての一般利用はできません。

6 予約をキャンセルする場合や時間に遅れる場合は、必ず連絡をしてください。

7 練習時間は、営業時間内を原則とします。

8 諸般の事情で計画を変更して頂く場合がありますので、予めご了承ください。

9 利用前には、必ず水泳場事務室に競技場利用許可申請書を提出し、使用料を納入してください。

なお、手続き上、次の事項にご留意ください。

- ① 申請は、1日単位が原則で、使用料も1日分の納入が原則です。
- ② 複数の日程を申請する場合は、1ヶ月分を限度として受け付けます。

10 使用料は、次により計算します。

- ① 全面(10コース)利用の場合は、次の基本単価を適用します。

県内	夏期				冬期	県外
	一日	午前	午後	時間外	1時間	
一般者	33,800	14,200	20,300	14,200	8,910	左記金額の 3割増の額 (1円単位切捨)
高校生	23,660	9,940	14,210	9,940	6,230	
中学生以下	16,900	7,100	10,150	7,100	4,450	

- ② 1コース利用の場合は、上の単価の10分の1で、1円単位を切り捨てた金額とします。

- ③ 夏期では、次のとおり適用します。

- ・利用時間数の長短にかかわらず、時間区分で扱います。
* 一日(9~17時)・午前(9~12時)・午後(12~17時)・時間外(9時以前、17時以降)
- ・利用時間区分内でコース数が変わる場合は、最大コース数を適用します。
- ・複数の時間区分にまたがる場合は、各区分を加算します。

- ④ 冬期では、分単位の利用でも1時間として扱います。

- ⑤ 練習者の区分が混在する場合は、人数の多い区分を適用します。

* 一般者(1.0)・高校生(0.7)・中学生以下(0.5)

11 以下の付帯施設および備品の利用は有料となります。事前の申請が必要です。

- ・大会運営室(一日4,330円,午前・時間外2,150円,午後2,890円)
- ・拡声装置 / スイミングタイマー(一日4,820円,午前・時間外1,980円,午後2,830円)
- ・テント一張り(一日1,790円,午前・時間外730円,午後1,040円)

12 練習に際しては、次の事項を守ってください。

- ① コースロープ等の水泳場内の設備・道具等は、利用団体の責任で設置・撤去を行い、丁寧かつ大切に扱ってください。
利用後は必ず元の場所に戻してください。
誤って破損してしまった場合は、すぐにスタッフに報告してください。
- ② 共有している一般利用者に、迷惑・不快を与えないよう次のことにご注意ください。
・一般利用者が不安を感じるような練習方法をしないこと。
・強化練習等で、不必要な大声や罵声に感じられるような指導方法は、自粛すること。
・練習者はルールとマナーを守ること。責任者等は、練習者に指導徹底すること。
- ③ 練習は、必ず予約の時間内に入水し、時間内に終了して水面をあげてください。
時間をオーバーすると超過料金がかかりますので、ご注意ください。
また、プールサイドの利用は、一般利用者や他団体の迷惑にならない程度であれば可能です。
- ④ 練習は予約をした占有コースのみ許可されています。それ以外のコースは利用しないでください。
- ⑤ 団体利用コースへの監視業務は行いませんので、利用団体の責任の下で充分注意してください。
なお、中学生以下だけの練習は禁止します。必ず、責任者等が同伴してください。
- ⑥ 練習道具は、各団体で用意してください。貸出は一切行っていません。
- ⑦ 水泳場の器具や特殊機器・ビデオ・カメラ等を利用する際には、事前申請が必要ですので、練習の前に水泳場事務室に申し出てください。
- ⑧ スタート台の使用は大会のみの利用に限ります。
- ⑨ 盗難から身を守るため、更衣室ロッカーには必ず鍵をかけてください。
- ⑩ 場内は、携帯電話の利用・喫煙・土足は禁止です。靴は必ずビニール袋に入れてください。
- ⑪ 保護者・見学者は、受付に申し出たのち、観覧席で見学してください。